

令和8年8月3日

天井走行クレーンの落下等危険防止について（お願い）

「令和8年熊本地震」（令和8年7月28日）発生時に 熊本労働基準監督署管内の事業場において、天井走行クレーン（定格荷重荷重 2.8 t）が落下し、作業をしていた労働者に激突し、尊い命が失われる死亡災害が発生しました。（現在調査中）

この労働災害を受け、同様に天井走行クレーンを使用している事業場の状況を緊急に確認したところ、天井走行クレーンと走行レールにズレが生じている可能性がある等の異常がみられるものが確認されました。

つきましては、天井走行クレーン（つり上げ機械、走行機械、横行機械を含む、以下同様）を使用されている事業場では、天井走行クレーンの使用再開に際して以下の点検対応をお願いします。

1 天井走行クレーン、走行レール等の目視による外観確認

- ・天井走行クレーンと走行レールのズレの有無
- ・破損、破断、亀裂などの有無
- ・電気配線の破損などの有無

2 天井走行クレーンの試験走行

- ・無負荷（物をつらない状態）での走行時の異音、振動の有無
- ・負荷（物をつり上げた状態）での走行時の異音、振動の有無

各点検を実施し、少しでも異常がみられる場合は、使用せず、専門業者への点検と修理を依頼してください。

また、既に使用を再開している事業場におかれましては、上記について、改めて確認をお願いし、少しでも異常がみられる場合は、使用を中止し、専門業者への点検と修理を依頼してください。

天井走行クレーンにかかわらず、事業場内で使用する機械、器具等については、必ず、使用前に電気ケーブル等の破損、本体の破損の有無等を確認の上、使用再開をお願いします。

【照会先】

熊本労働局健康安全課

（電 話）096-355-3186